

保険医療課からのお知らせ



問 保険医療課国民健康保険係
(市役所1階④番窓口 ☎23-3331 内線281、284~286)

70〜74歳の方の窓口負担額

平成26年4月2日以降に70歳になる方(昭和19年4月2日以降に生まれた方)の窓口負担が2割になり、それ以外の方については引き続き1割です。また、住民税課税所得が14万円以上の人が同じ世帯にいる方は3割となります。

国民健康保険税の軽減の拡大

世帯の前年中の所得が一定の基準額以下の場合、保険税(均等割額・平等割額)が軽減されていますが、平成26年度からこの基準額が引き上げられて、保険税を軽減できる対象が拡大されました。
7割軽減の方に変更はありませんが、5割軽減や2割軽減の方は対象になります。詳しくは担当にお問い合わせください。

国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

国民健康保険の財政状況は大変厳しく、単年度収支改善のため、賦課限度額を法定額と同額に引き上げることになりました。
医療給付費分51万円は変更ありませんが、後期高齢者支援金分が14万円から16万円へ、介護納付金分が12万円から14万円になります。

「特定健康診査」

受診のすすめ

特定健康診査を毎年受診することで、脳卒中や心筋梗塞など生活習慣病の芽を摘みとることができ、積極的に受診をおすすめします。

対象

今年度、年齢が40歳〜75歳になる方(75歳になる方は誕生日の前日まで受診できます)

※妊産婦、長期入院患者、施設入所者の方などは対象外

特定健康診査・特定保健指導の流れ

① 特定健康診査を受ける

受診方法

「特定健康診査受診券」が市役所から送付されます。集団健診か個別健診かを選び、事前に申し込みます。受診時には「特定健康診査受診券」と被保険者証を提示してください。

健診項目

問診、身体測定、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査

※医師が必要と認めるときは貧血検査、心電図検査も受診できます

受診費

無料

② 特定保健指導の対象になる方

次の判定基準にあてはまる方は、特定保健指導を受けましょう。

判定基準

- 腹囲が男性85cm女性90cm以上かBMI(体格指数)25以上の方
- 高血糖・脂質異常・高血圧・喫煙歴を確認(リスクに合わせた保健指導を行うため)

③ 特定保健指導の内容

積極的支援 リスクが重なっている方への、3カ月以上の継続的な保健指導

動機付け支援 リスクが出始めた方への保健指導(原則1回)

情報提供 該当者全員に健診結果の見方や健康に役立つ情報を提供

④ 実績評価

保健指導から6カ月後の健康状態(体重や腹囲などの生活習慣の改善状況)の確認を行います。

※動機付け・積極的支援対象者のみ



知って得する子どものための制度

☎ 代表 : 23-3331

- 児童手当・児童扶養手当
児童家庭課児童家庭係 (市役所1階⑥番窓口 ☎ 内線317・323)
- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・重度心身障がい児福祉手当
社会福祉課障がい者福祉係 (市役所1階⑧番窓口 ☎ 内線319・320)
- 乳幼児等医療助成・ひとり親家庭等医療助成
保険医療課医療給付係 (市役所1階③番窓口 ☎ 内線280・287)
- 就学援助
学校教育課学校教育係 (第2庁舎 ☎ 内線505・506・592)



お子さんをお持ちの方は児童手当などを受けることができます。

各種手当には所得制限や施設に入所している場合は受けられないなどさまざまな条件がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

児童手当

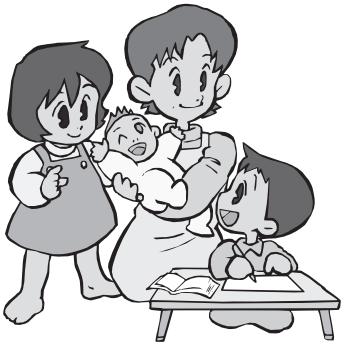
対象 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで)の児童を養育している保護者

手当月額

- 3歳未満…1万5千円
- 3歳以上小学校修了前の第1子か第2子…1万円
- 3歳以上小学校修了前の第3子以降…1万5千円
- 中学生…1万円

※所得が一定以上の場合、中学生以下は5千円

支給月 2・6・10月



児童扶養手当

対象 次の条件にあてはまる児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童か20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある児童)を育てている父か母か父や母にかわってその児童を養育している方

- 1 父と母が離婚した
- 2 母が未婚
- 3 父か母が死亡した
- 4 父か母が重度の障がいの状態

手当月額

- 児童が1人…4万10円(9千680円(所得に応じて決定))
 - 2人目…5千円加算
 - 3人目以降…3千円加算
- 支給月** 4・8・12月

特別児童扶養手当

対象 20歳未満で、心身に一定の障がいのある児童を育てる父母か養育者

手当月額

- 障がい程度1級…4万9千900円
 - 障がい程度2級…3万3千230円
- 支給月** 4・8・11月

障害児福祉手当

対象 20歳未満で心身に一定の障がいのある在宅の重度障がい児

手当月額 1万140円(年4回支給)

重度心身障がい児福祉手当

対象 20歳未満で心身に一定の障がいのある在宅の重度障がい児の保護者など

手当年額 1万2千円(年1回支給)

乳幼児等医療助成

対象 小学校6年生までの児童

内容 対象児童の保険診療自己負担額(小学生は入院・訪問看護のみ)の一部を助成

ひとり親家庭等医療助成

対象 ひとり親などが扶養している18歳までの児童(進学などの場合は20歳まで)

内容 対象児童の保険診療自己負担額(親は入院・訪問看護のみ)の一部を助成

就学援助

対象 小学生・中学生

内容 経済的に困りの家庭の児童生徒のため、学用品費や学校給食費などを援助

その他 申請書を学校に提出ください。その後市教育委員会で審査し、該当する家庭に援助を始めます。詳しくは担当にお問い合わせください。